

# 白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 1 改正の理由

職員の不妊治療等に係る通院等のための特別休暇に関する規定の整備等をするため、本条例の一部を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第8条の2関係

特別休暇の規定整備に伴い、引用条文の号が繰り下げとなるため、第1項及び第4項中の「第14条第2項第16号」を「第14条第2項第18号」に改める。

### (2) 第14条第2項関係

特別休暇について、職員の不妊治療等に係る通院等のため、5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内において必要と認める期間の規定を加える。

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

令和4年1月1日

### (2) 附則第2項関係（白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第20条第2項において引用している白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の条文の号が特別休暇の規定整備に伴い繰り下げとなることから「第14条第2項第6号」を「第14条第2項第8号」に改める。

### (3) 附則第3項関係（白岡市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正）

第7条第2号において引用している白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の条文の号が特別休暇の規定整備に伴い繰り下げとなることから「第14条第2項第3号」を「第14条第2項第4号」に改める。